

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳

第155回 社会保険料の一時的な減免、納付猶予に関する新政策

新型コロナウイルス感染症の大流行により、日系企業を含むあらゆる企業で資金収入が急減する状況が発生していますが、それでも従業員の賃金や社会保険料などの各種のコストは依然負担が必要となります。企業の経営負担を軽減するために、中国政府より企業の負担する社会保険料を一時的に免除し、納付を猶予する政策が公布されました。今回はこれらの新政策の要点について解説いたします。

◇人件費は感染対策期間において企業の最大の負担の一つとなった

感染流行の影響や、中国の各級政府が取った強力な措置により、多くの企業では春節休暇が明けてもすぐには経営を再開できず、資金不足に陥る状況が出現しました。それにもかかわらず、人力資源社会保障部（以下「人社部」という）からは、従業員と協議して合意できなければ、企業の支払うべき賃金を減額してはならないとする規定が公布されました。社会を安定させる目的から従業員の権益を保護するという考え方は理解されるものの、これは企業が直面する資金圧力をより厳しいものにする施策となりました。

◇社会保険料の一時的減免および納付猶予の政策

2018年3月に中国政府が機構改革を実行した際、それまでの社会保険の「一元化」管理体制が「二元化」管理体制に変更されたことにより、5項の社会保険のうち養老保険、労災保険、失業保険は引き続き人社部が管理し、医療保険と出産保険については国家医療保障局（以下「医療保障局」という）によって管理されることとなりました。最近、人社部、医療保障局では、それぞれが管理する社会保険の保険料納付について新政策を公布しています。

●社会保険3項（養老保険、労災保険、失業保険）

人社部などによる「企業社会保険料の一時的減免に関する通知」では、今年2月以降の社会保険料納付について以下のように規定されています。

1. 湖北省以外の各省では、中小・零細企業について社会保険の企業負担部分を徴収免除でき、免除期間は5カ月を超えない。大型企業などについては企業負担部分の徴収額を半減することができ、減額徴収期間は3カ月を超えない。
2. 湖北省では、各種の企業について社会保険3項の企業負担部分の徴収を免除でき、免除期間は5カ月を超えない。
3. 困難のある企業は納付猶予を申請することができ、猶予期間は原則として6カ月を超えず、猶予期間中の延滞金は免除する。

【留意点】

(1) 企業負担部分についての減免のみで、従業員の個人負担部分は減免されないが、納付猶予については企業、従業員のいずれの負担部分についても申請することができる。

(2) 具体的な納付保険料減免の割合および期間は各省で決定されるものとなるため、省により差異が生じる。北京市の場合、具体的規定は以下の通り。

- ・2月から4月まで、大型企業などの社会保険3項の企業負担部分について徴収額を半減する。
- ・2月から6月まで、中小・零細企業の社会保険3項の企業負担部分を免除する。

・困難のある企業に対し、認可を受ければ社会保険3項の保険料納付猶予を申請でき、毎月の保険料納付期限の猶予期間は原則として6カ月を超えず、2020年12月20日までとする。従業員と協議し合意すれば、企業が代理納付する個人負担部分の納付を併せて猶予することもできる。

(3) 中小・零細企業への該当は、従業員数および年間営業収入を根拠に認定されるが、具体的な基準は業界により異なる。製造業の場合、従業員数が1000人以下であるか、年間営業収入が4億人民元以下であれば、中小・零細企業に該当する。

●医療保険（医療保険、出産保険）

医療保障局などによる「従業員基本医療保険料の一時的な減額徴収に関する指導意見」により、次のように規定されています。

1. 2月以降、各省で従業員医療保険料の企業負担部分について半額徴収を実行でき、減額徴収期間は5カ月を超えない。

→ 北京市決定による減額徴収期間は2月から6月までとされ、企業負担部分の料率は5.4%に調整されました。

2. 納付猶予政策の実行を継続し、猶予期間は原則として6カ月を超えず、猶予期間中の延滞金は免除する。

→ 北京市では一般に納付猶予期間は3月末までとされており、飲食、旅行などの特定業界に属し、かつ上級所管機関による認可を取得した企業については、さらに7月末までの猶予が認められます。

3. 従業員個人負担部分については通常通り納付しなければならない。

◇日系企業へのアドバイス

社会保険料の一時的減免、納付猶予の新政策の取り扱いが地方によって異なっており、新政策によりもたらされるメリットを正しく享受するために、所在地方の社会保険管理機関に十分確認されることをお勧めいたします。

上海、渡航者全員にPCR検査＝新型コロナ感染者治療に漢方投入

中国ニュースサイト、中国新聞網が23日伝えたところによると、上海市は22日、新型コロナウイルスのパンデミック（世界的流行）を受け、感染の有無を調べるPCR検査を入国者全員に実施すると発表した。感染者の多い防疫重点対象24カ国からの渡航者には14日間程度、自宅や指定施設で隔離・健康観察を義務付ける。在宅を希望する場合は検査結果の陰性といった条件を徹底する。

中国で最近、新たに確認された感染者はいずれも海外からの渡航者だった。上海における渡航者の累計感染者数は21日時点で56人に上る。

上海市はまた、感染者治療で中国伝統薬（漢方薬）を処方する割合が全体の92%に達したことを明らかにした。21種類の生薬を組み合わせ、呼吸器の炎症を和らげる「清肺排毒湯」を利用するケースが多いという。（上海時事）

豫園旅游、仏ジュエリー「DJULA」を傘下に＝上海市

中国ニュースサイト、界面新聞などが23日までに報じたところによると、北海道のスキーリゾート「星野リゾートトマム」の親会社で、上海市内の観光名所「豫園」で宝飾品販売店や飲食店を経営する上海豫園旅游商城（上海市）はこのほど、フランスのジュエリーブランド「DJULA（ジュラ）」を買収することで創業者らと合意した。豫園旅游はジュラの株式55.4%を2億1000万元で取得。傘下に収める。

ジュラは1994年に創設された新興ブランドで、若年層向けのリングやブレスレットなどを手掛けている。

豫園旅游は、「老廟黄金」と「垂一珠宝」の2ブランドで宝飾品事業を展開している。今回の買収を通じ、ジュラを中国に導入し、販売を強化する。（上海時事）